

平成21年6月17日

## 少年剣道（居合道・杖道）指導者（団体）への顕彰について

「少年剣道教育奨励賞」につきましては、既にご承知のとおり、剣道の普及、将来の発展を図るためには、少年剣道の奨励、指導の充実が現在強く求められている中で、特に、少年剣道の指導面で、大会などの成績とは関係なく、草の根的に目立たぬ活動を続けて、剣道の底辺を支えておられる団体・組織等に対して、その労に報いるとともに、志気を鼓舞するために表彰するものです。

昨年度は、各都道府県剣道連盟並びに全日本剣道道場連盟から300件を超える推薦をいただき、結果として301の団体（一部個人）を選び表彰致しました。

### 記

- ① 主として小・中学校生（幼稚園児含む）を10名程度以上対象にしていること
- ② 概ね10年以上継続されていること
- ③ 週2日以上稽古を実施していること
- ④ ボランティア的活動により支えられてきているものを優先するが、地区剣連、道場単位で実施されているものも広く対象としたい
- ⑤ 毎年概ね全国から200～300件を選考する
- ⑥ 配分基準は直近5カ年の初段登録者比率を参考として決定する
- ⑦ 平成14年に全剣連設立50周年記念の表彰対象となった稽古会も含め、受賞後5年間は対象外とする
- ⑧ 推薦者は各都道府県剣道連盟のほか、各剣道組織団体とする
- ⑨ 全剣連に選考委員会を設けて選考する
- ⑩ 表彰に当たっては、表彰状、賞品を授与する

以上

※ 本募集要項は「剣窓」、全剣連ホームページ上で紹介し、広く周知することにし  
たい。（直接全剣連は受付けない）

※ 推薦に当たっては、本顕彰の趣旨に鑑み、新たな表彰を優先し、受賞後5年  
を超える組織・団体については、特段の事情がない限り対象としない。